

# 男女の性別役割分担論は、間違い

## 「男女共同参画基本法」守るべきと、本会議で討論しました



発行  
県議会議員  
扶川敦  
板野町犬伏字  
大坪78-1  
Tel.672-5875  
2005. 10. 24号

何でも！  
お気軽に  
ご相談を

県議会で十月十七日、「真の男女共同参画社会の実現を求める意見書」（左下）が、自民、公明会派の賛成多数により採択されました。

男女共同参画基本法の理念を「伝統的価値観にそぐわない」と攻撃し同法の廃止等を求めた請願を、阿南青年会議所が提出し、継続審議となりました。意見書は、同請願に基づいて提案されたものです。

代表質問でも自民県議が、同法の掲げるジェンダーフリーの理念を、「性別、秩序の破壊による社会解体に向けた新たな革命」だと攻撃しました。

私は委員会で、「法の廃止を求める請願は、男女共同参画基本法を、曲解・誤解している」と批判し、本会議でも最終日、同請願をふまえた意見書に反対して討論しました。（左写真）内容をご報告します。

### 性別役割分担論は、能力発揮を妨げる

多くの男女に、明確な肉体的差異があるのは当然ですが、そうでない場合もあります。性に限らず、そうしたさまざまな個性を認めあうのが民主主義の基本です。

また、どんな仕事をめざすかは、個人の自由です。性別によってあらかじめ役割分担を決めて

的につくられた性別に関する価値観（固定観念）が入り込んできます。

「自分らしさ」を自由に探求した結果として、伝統的に「男らしさ女らしさ」だとされてきた特質を身につけるならば、それも一つの自己表現です。（中略）

### 押しつけるのは問題

問題なのは、そういった「男・女らしさ」に関するある特定の解釈を、個人の内面の問題にとどめず、教育の中で守るべき道徳として子供達に押しつけたら、社会における制度や慣行の中で、事実上強制することです。

そうすると、内心の自由を侵害するばかりか、結果として性別による固定的な役割分担を生み、男女平等の理念にも反することになります。

### 「男・女らしさ」は、社会的に作られた性別

ところが、男や女に「らしい」「らしさ」という言葉がつくと、男あるいは女というものは、「こういう外見をし、こういう振る舞いをし、こういう考え方をすべきだ」といった、社会的・文化

法で禁止されているのに、いまだに妊娠・出産を機に解雇されたり、職場に居づらくなる事例が現実にあります。「男は仕事、女は家庭」という伝統的な性別役割分担の意識・慣習がその背景にあるのは、間違いありません。

また、その一方で多くの男性が長時間・過密労働を強いられ、家事や育児から切り離されているのも現実です。深刻化する少子化問題を解決するためにも、男女が力をあわせて、安心して子育てできる環境づくりは、急務です。

### 基本法の理念は、歴史の進歩を反映している

国会が全会一致で採択した「男女共同参画基本法」が解消しようとしているのは、まさにこのような、時代にそぐわない社会制度や慣習です。

「基本法」は、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う」社会の実現をめざしています。

その理念は、全く正当であり、徳島県においても、その精神をふまえた

「男女共同参画推進条例」がつくられました。まさに歴史の進歩を反映するものです。

### 意見書は偏った意見だけを代弁している

これにたいして、国会やマスメディアで、「男女共同参画社会基本法」や「基本計画」の改正を主張する人たちの議論を見ますと、一部の教育現場で偏向した実践や教材があると断じ、その責任を「男女共同参画社会基本法」自体に押しつけようとしているように思えます。（中略）

しかしながら、「男女共同参画社会基本法」のどこを見ても、「日本の伝統・文化の破壊」や「女の中性化」などを導く記述はありません。偏向教育と男女共同参画の理念には、何の関係もありません。

このたびの意見書は、基本法を歪曲して理解する偏った論者の「意見」だけを紹介し、これをふまえて、基本計画の改定作業をすすめるよう求め

るものであります。このような意見書を採用することは、全国に対して良識ある徳島県議会の名をおとしめるだけだと考えます。

### 真の男女共同参画社会の実現を求める意見書

男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国における最重要課題の一つであり、本県においても、少子高齢化など社会経済情勢の急激な変化の中、豊かで活力ある21世紀の徳島県を築くため、さまざまな施策を積極的に推進しているところである。

男女共同参画の推進は、憲法で保障された個人の尊厳、男女平等の基本理念を具現化するものであり、早急に取り組むべき必要性、重要性については、県民ひとしく認めるところであり、真の男女共同参画社会は、個人の内面にかかわる男らしさ・女らしさ、あるいは伝統や文化などを否定しようとするものではない。

しかしながら、男女共同参画に関して、「一部の教育現場において、伝統や文化などを否定したりする偏向思想や、男女の違いを機械的・画一的になくし、男女の区別を一切排除しようとする恣意的運用がある」として、男女共同参画社会基本法や同基本計画を改正すべきである。」という意見がある。

よって、現在、国におかれては、同基本計画の改定作業が進められているが、その改定に当たっては、特に教育現場等への懸念に配慮し、真の男女共同参画社会の実現に向けて真摯な作業が進められるよう強く要望する。

平成17年10月17日 徳島県議会